

給水装置臨時使用届 兼 公共下水道(排水処理施設)一時使用届

＜給水装置臨時使用届＞

給水契約に「定型約款」が適用されることに合意し、給水装置の宍粟市水道事業給水条例第29条第2項の規定に基づく臨時使用を届出します。

＜公共下水道・排水処理施設一時使用届＞

宍粟市下水道条例第16条の3第1項(又は宍粟市生活排水処理施設条例第15条第1項)の規定により、公共下水道(又は排水処理施設)を一時使用したいので次のとおり届出します。

宍粟市長 様
令和 年 月 日

所 有 者 (印)

所 在 地

使 用 者 (印)

指 定 業 者 (印)

臨時使用するもの	<input type="checkbox"/> 給水装置 <input type="checkbox"/> 公共下水道(又は排水処理施設)		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日頃(終了日を必ず連絡すること)		
使用用途等		業 種	
	※使用期間が、1か月を超えてもこの届で認められる用途は、土木建築・工所用のみ (工事現場事務所設営の場合を除く。)		

上記期間中の料金は私が支払いします。

料金支払者 請求書送付先	住 所	
	氏 名	(印)
料金の精算方法	<input type="checkbox"/> 臨時使用終了後一括支払い <input type="checkbox"/> 料金の概算額を前納	
水道料金	使用水量1㎡当たり(300円+消費税)を乗じて得た額 (宍粟市水道事業給水条例第29条第2項)	
下水道使用料	基本料金(使用期間:1か月未満の場合1か月分 1か月以上の場合は月数分) (宍粟市下水道条例第16条第2項、宍粟市生活排水処理施設条例第14条第2項)	

使用水区分 水道水 井戸水等 併用

※水道水以外(井戸水等)を利用される場合

臨時使用終了後も水道水以外のみ(井戸水等)を使用され、公共下水道(又は排水処理施設)へ汚水を排水される場合は、通常の下水道使用料を納付すること。

臨時使用終了後、新たに臨時で水道水以外のみ(井戸水等)を使用され、公共下水道(又は排水処理施設)へ汚水を排水される場合は、その都度下水道使用料を納付すること。

※処理欄

受付年月日	届書写し 手交	メーター番号	臨時水道料金	備考
開始時指数	終了時指数	使用水量	臨時下水道使用料	

水栓番号:

開閉栓手数料(1,000円)

① 納付済

② 清算時同封(口振の場合は一括引落し)

決 裁	水道管理課	課 長	副課長	係 長	係 員
	地域建設課	課 長	副課長	係 長	係 員

穴粟市水道事業給水条例 及び 穴粟市水道事業給水条例施行規則の全文は、下記のURLよりご覧ください。

<http://www.sity.shiso.lg.jp/scshiki/dobokubu/kanrika/tantojoho/kyuusukeiyaku/9379.htm>

最終改定日：令和元年12月19日

穴粟市水道事業給水条例（抜粋）

（水道の使用開始、休止、変更等の届出）

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始するとき。
- (2) 水道の使用を休止し、又は廃止するとき。
- (3) 水道の口径を変更するとき。
- (4) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 用途の変更等料金算定の基礎となる事項に変更があったとき。

（料金）

第28条 料金は、基本料金と従量料金との合計額とする。

2 基本料金（1か月当たり）は、給水装置に取り付けたメーターの口径区分により、次の表のとおりとする。

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本水量	10m ³	10m ³	10m ³				
金額	1,980円	2,420円	2,750円	6,160円	12,650円	29,480円	62,700円

3 従量料金（1立方メートル当たり）は、基本水量を超える水量（以下「超過水量」という。）の区分により、次の表のとおりとする。

口径区分	13mm・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	154円	176円	198円	209円	220円	264円

第29条 公衆浴場において使用するものについての料金は、前条第2項に定める基本料金のほか、超過水量に対する料金は、1立方メートル当たり253円をそのすべての超過水量に適用する。

2 あらかじめ期間を定めて使用する場合、工事用等で臨時に使用する場合及び臨時に区域外へ分水する場合の料金は、前条第2項に定める基本料金は適用せず、従量料金は1立方メートル当たり330円をそのすべての使用水量に適用する。

（料金の算定）

第30条 料金は、定例日（基準日としてあらかじめ市長が定めた日）にメーターの点検を行って算定する。ただし、市長が必要があると認めたとときは、定例日以外の日に点検することができるものとする。

（給水の停止）

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が第11条の工事費、第25条第2項の修繕費、第27条の料金又は第35条の手数料を市長が指定する期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくして第30条のメーターの点検又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器具又は施設と連結して使用するものについて、警告を発してもなおこれを改めないとき。

穴粟市水道事業給水条例施行規則（抜粋）

平成17年4月1日規則第154号

（使用水量の算出）

第20条 条例第31条に規定する使用水量は、メーターにより1立方メートルごとに計量し、1立方メートル未満の使用水量又は計量以降の使用水量は、翌月の使用水量に算入する。ただし、給水装置の使用を休止し、廃止し、又は給水を停止したときは、この限りでない。

（料金等の徴収方法）

第21条 条例の規定により徴収する料金等は、納入通知書により市長が指定する期日までに指定金融機関及び指定代理金融機関に納入するものとする。

（給水停止の処分）

第23条 条例第39条による給水の停止は、給水栓の封印、止水栓、制水栓の閉止又はメーターの取外し若しくは配水管との連絡を切断することによって行う。